【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月12日
【中間会計期間】	第28期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	フォーライフ株式会社
【英訳名】	FORLIFE Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　奥本　健二
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区大倉山一丁目14番11号
【電話番号】	（045）547－3432（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長兼総務人事部長　　櫻井　道貴
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区大倉山一丁目14番11号
【電話番号】	（045）547－3432（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長兼総務人事部長　　櫻井　道貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第27期 中間会計期間	第28期 中間会計期間	第27期
会計期間		自2025年４月１日 至2025年９月30日	自2026年４月１日 至2026年９月30日	自2025年４月１日 至2026年３月31日
売上高	（千円）	7,545,262	7,751,303	17,476,174
経常利益	（千円）	256,255	131,983	787,348
中間（当期）純利益	（千円）	160,114	85,920	544,337
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―
資本金	（千円）	154,880	154,880	154,880
発行済株式総数	（株）	4,000,000	4,000,000	4,000,000
純資産額	（千円）	4,024,005	4,374,171	4,358,237
総資産額	（千円）	10,442,313	10,680,196	10,521,179
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	40.04	21.48	136.11
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―
１株当たり配当額	（円）	12.50	12.50	30.00
自己資本比率	（%）	38.5	41.0	41.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△1,262,819	△889,838	△247,856
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△25,897	△11,971	△128,598
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	768,031	275,389	399,242
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	2,601,871	2,518,922	3,145,343

（注）１．当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に関する異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間における日本経済は、雇用情勢の改善や個人消費、設備投資の持ち直しがみられるなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方、物価上昇が続くなか、中東情勢や自然災害が経済活動に及ぼす影響に加え、金利・為替を含む金融資本市場の変動など、先行きについては引き続き注視を要する状況にあります。

当社の属する住宅関連業界におきましては、建築費の上昇や住宅ローン金利の上昇を背景として、住宅取得に係る負担の増加が懸念される状況となりました。住宅着工には前年同月を上回る動きがみられる一方、住宅購入者の資金計画への影響や建築コストの動向など、事業の収益性を左右する要因について、引き続き注視が必要な環境にあります。

このような経営環境のなかで当社におきましては、パーパス「都市に調和する快適で安心な戸建住宅の提供」のもと、自社設計・自社施工管理による高品質でリーズナブルな住宅の供給により、エリアでの供給実績を積み上げ、持続的成長基盤の強化に取り組んでまいりました。主力の分譲住宅事業を中心に、適正価格での分譲用地仕入の推進と完成在庫の早期販売に努めてまいりましたが、需給動向を反映した販売価格の変更に加え、建築コストの高騰により、同事業の収益は低調に推移しました。

この結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高7,751,303千円（前年同期比2.7%増）、営業利益187,484千円（同37.8%減）、経常利益131,983千円（同48.5%減）、中間純利益85,920千円（同46.3%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 分譲住宅事業

分譲住宅事業におきましては、都内販売物件の割合が増加し、平均販売単価が上昇したことにより、売上高は前年同期をわずかに上回りました。一方、利益面については、住宅ローン金利の上昇に伴う購入者マインドの変化が懸念されることから、在庫回転率を意識した販売活動に取り組み、販売価格を柔軟に変更したことや建築コストの高騰等が収益を圧迫した影響により、売上総利益率は低下し、各段階利益は減益となりました。

仕入に関して、地域密着の深耕営業を軸に良質な用地の適正価格での取得を取り組んでまいりましたが、今後は仕入基準の更なる厳格化により仕入段階での採算性をより慎重に見極めるとともに、住宅建設において施工体制の強化、並びに仕様・設備の継続的な見直しによる原価管理の強化を進め、実需者ニーズに対応した商品力の底上げと収益性の改善に取り組んでまいります。

この結果、引渡棟数は120棟（前年同期比19棟減）、売上高は6,439,293千円（同3.0%増）、営業利益は493,090千円（同5.6%減）となりました。

② 注文住宅事業

注文住宅事業におきましては、ウェブサイトやＳＮＳを活用したマーケティング戦略を充実させるとともに、顧客の予算や生活様式に応じた間取り・仕様の提案を強化し、価格と付加価値のバランスを重視した営業活動を通じ、受注機会の拡大に注力してまいりました。

前年同期比で、引渡棟数は横ばい、平均受注単価の上昇により、売上高は増収となりました。一方、利益面については、建築コストの上昇に対し、受注価格への転嫁が十分に進まず、売上総利益率が低下したことにより、営業利益は減益となりました。

今後は、受注段階における見積精度及び案件別の採算管理を強化し、建築コストの動向を踏まえた適正な受注価格の設定に取り組んでまいります。また、顧客の予算やニーズに配慮しつつ、省エネルギー性能や居住性などの付加価値を訴求する提案を強化するとともに、仕様・設備の標準化や調達の効率化を進め、品質と収益性の改善に取り組んでまいります。

この結果、引渡棟数は40棟（前年同期と同数）、売上高は1,300,376千円（同2.8%増）、営業利益は23,299千円（同64.9%減）となりました。

③　その他事業

その他事業におきましては、主に京都住宅事業部において、マンション（区分所有）におけるリノベーションを行い、付加価値を高めたうえで一般顧客への販売を手掛けております。なお、京都住宅事業部においては、分譲住宅事業及び注文住宅事業を合わせて展開しております。

また、その他の事業には、既存建物の小規模改修工事が含まれております。

当中間会計期間の売上高は11,633千円（前年同期比63.4%減）、営業損失は13,179千円（前年同期は営業損失18,671千円）となりました。

セグメントの名称	売上高（千円）	（前年同期比）	引渡棟数	（前年同期）
分譲住宅事業	6,439,293	（3.0%）	120	（139）
［うち土地分譲］	［－］	［△100.0%］	［－］	［1］
注文住宅事業	1,300,376	（2.8%）	40	（40）
その他	11,633	（△63.4%）	－	（1）
合計	7,751,303	（2.7%）	160	（180）

また、当中間会計期間末における財政状態の状況は次のとおりであります。

（資産）

当中間会計期間末における流動資産は10,325,493千円となり、前事業年度末に比べて150,234千円増加しました。これは主に、現金及び預金が626,421千円減少した一方、棚卸資産が522,044千円増加、契約資産が219,862千円増加したことによるものであります。

固定資産は354,702千円となり、前事業年度末に比べて8,782千円増加しました。

この結果、総資産は10,680,196千円となり、前事業年度末に比べて159,017千円増加しました。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債は6,285,709千円となり、前事業年度末に比べて163,109千円増加しました。これは主に、買掛金が100,149千円減少、契約負債が56,088千円減少、未払法人税等が49,501千円減少した一方、短期借入金が382,450千円増加したことによるものであります。

固定負債は20,315千円となり、前事業年度末に比べて20,026千円減少しました。これは主に、長期借入金が18,960千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は6,306,024千円となり、前事業年度末に比べて143,083千円増加しました。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産合計は4,374,171千円となり、前事業年度末に比べて15,934千円増加しました。これは、中間純利益を85,920千円計上したこと及び配当金の支払を69,986千円行ったことによるものであります。

この結果、自己資本比率は41.0%（前事業年度末は41.4%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により889,838千円を使用、投資活動により11,971千円を使用、財務活動により275,389千円を獲得したことにより、前事業年度末に比べ626,421千円減少し、当中間会計期間末には2,518,922千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、889,838千円（前年同期は1,262,819千円の使用）となりました。これは主に、税引前中間純利益131,983千円があった一方で、棚卸資産の増加522,044千円、契約資産の増加219,862千円、仕入債務の減少111,366千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、11,971千円（前年同期は25,897千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出11,254千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、275,389千円（前年同期は768,031千円の獲得）となりました。これは主に、短期借入金の返済による支出3,760,250千円があった一方で、短期借入れによる収入4,142,700千円があったことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①　【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	14,400,000
計	14,400,000

②　【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） （2026年９月30日）	提出日現在発行数 （株） （2026年11月12日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	4,000,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	4,000,000	4,000,000	―	―

(2)【新株予約権等の状況】

①　【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②　【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金 増減額 （千円）	資本金 残高 （千円）	資本準備金 増減額 （千円）	資本準備金 残高 （千円）
2026年４月１日～ 2026年９月30日	―	4,000,000	―	154,880	―	104,880

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
奥本　健二	神奈川県横浜市港北区	2,640,000	66.01
フォーライフ従業員持株会	神奈川県横浜市港北区大倉山一丁目14番11号	193,800	4.85
若杉　精三郎	大分県別府市	65,800	1.65
髙橋　効志	神奈川県横浜市中区	43,385	1.08
中村　仁	神奈川県鎌倉市	43,385	1.08
花光　雅丸	和歌山県日高郡みなべ町	26,900	0.67
花井　栄治	静岡県磐田市	24,200	0.61
山本　守之	東京都世田谷区	21,000	0.53
内丸　昂史	神奈川県川崎市幸区	20,500	0.51
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	17,384	0.43
計	－	3,096,354	77.42

（注）　髙橋効志及び中村仁の所有株式数には、役員持株会における保有株式数を加えて表記しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 700	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,996,600	39,966	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,700	―	―
発行済株式総数	4,000,000	―	―
総株主の議決権	―	39,966	―

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
フォーライフ株式会社	神奈川県横浜市港北区大倉山一丁目14番11号	700	―	700	0.02
計	―	700	―	700	0.02

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社が存在しないため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,345,343	2,718,922
契約資産	249,980	469,843
販売用不動産	893,417	1,090,747
仕掛販売用不動産	5,463,887	5,788,600
その他	222,629	257,379
流動資産合計	10,175,259	10,325,493
固定資産		
有形固定資産	226,239	237,563
無形固定資産	11,295	10,160
投資その他の資産	108,385	106,979
固定資産合計	345,920	354,702
資産合計	10,521,179	10,680,196
負債の部		
流動負債		
買掛金	649,255	549,105
短期借入金	4,807,750	5,190,200
１年内返済予定の長期借入金	70,560	54,240
未払法人税等	105,625	56,123
契約負債	205,104	149,016
賞与引当金	154,190	157,840
その他	130,114	129,182
流動負債合計	6,122,599	6,285,709
固定負債		
長期借入金	33,960	15,000
その他	6,382	5,315
固定負債合計	40,342	20,315
負債合計	6,162,941	6,306,024
純資産の部		
株主資本		
資本金	154,880	154,880
資本剰余金	104,880	104,880
利益剰余金	4,099,165	4,115,099
自己株式	△687	△687
株主資本合計	4,358,237	4,374,171
純資産合計	4,358,237	4,374,171
負債純資産合計	10,521,179	10,680,196

(2) 【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
売上高	7,545,262	7,751,303
売上原価	6,638,749	6,910,671
売上総利益	906,513	840,632
販売費及び一般管理費		
役員報酬	58,660	60,660
給料手当及び賞与	75,414	81,869
賞与引当金繰入額	35,680	40,240
販売手数料	217,772	225,477
その他	217,534	244,900
販売費及び一般管理費合計	605,062	653,147
営業利益	301,450	187,484
営業外収益		
受取利息	2,470	3,907
受取家賃	1,393	197
その他	213	1,297
営業外収益合計	4,077	5,402
営業外費用		
支払利息	48,590	60,003
その他	682	900
営業外費用合計	49,272	60,903
経常利益	256,255	131,983
税引前中間純利益	256,255	131,983
法人税、住民税及び事業税	84,317	46,367
法人税等調整額	11,823	△304
法人税等合計	96,140	46,063
中間純利益	160,114	85,920

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	256,255	131,983
減価償却費	9,378	8,907
賞与引当金の増減額（△は減少）	10,260	3,650
株主優待引当金の増減額（△は減少）	△2,880	△3,094
受取利息及び受取配当金	△2,471	△3,908
支払利息	48,590	60,003
契約資産の増減額（△は増加）	△53,371	△219,862
棚卸資産の増減額（△は増加）	△1,274,873	△522,044
仕入債務の増減額（△は減少）	31,400	△111,366
契約負債の増減額（△は減少）	69,568	△56,088
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△14,958	△20,872
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△31,115	△6,140
その他	1,445	1,629
小計	△952,772	△737,202
利息及び配当金の受取額	2,471	3,908
利息及び保証料の支払額	△50,922	△62,517
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△261,596	△94,027
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,262,819	△889,838
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△12,527	△11,254
有形固定資産の売却による収入	－	44
無形固定資産の取得による支出	△6,620	△798
敷金及び保証金の差入による支出	△7,265	△210
敷金及び保証金の回収による収入	516	246
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,897	△11,971
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	4,365,500	4,142,700
短期借入金の返済による支出	△3,447,000	△3,760,250
長期借入金の返済による支出	△38,633	△35,280
リース債務の返済による支出	△1,926	△1,773
配当金の支払額	△109,909	△70,007
財務活動によるキャッシュ・フロー	768,031	275,389
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△520,685	△626,421
現金及び現金同等物の期首残高	3,122,556	3,145,343
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,601,871	※ 2,518,922

【注記事項】

（中間損益計算書関係）

当社は、当中間会計期間に係る棚卸資産の帳簿価額の切下げの方法として、切放し法を適用しております。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金勘定	2,701,871千円	2,718,922千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△100,000	△200,000
現金及び現金同等物	2,601,871	2,518,922

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年６月21日 定時株主総会	普通株式	109,978	27.5	2025年３月31日	2025年６月23日	利益剰余金

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月13日 取締役会	普通株式	49,990	12.5	2025年９月30日	2025年12月12日	利益剰余金

Ⅱ　当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年６月27日 定時株主総会	普通株式	69,986	17.5	2026年３月31日	2026年６月29日	利益剰余金

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年11月12日 取締役会	普通株式	49,990	12.5	2026年９月30日	2026年12月11日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）１	調整額（注）２	中間損益計算書計上額（注）３
	分譲住宅事業（注）４	注文住宅事業（注）４	計			
売上高						
外部顧客への売上高	6,248,749	1,264,721	7,513,471	31,790	―	7,545,262
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―	―
計	6,248,749	1,264,721	7,513,471	31,790	―	7,545,262
セグメント利益又は損失（△）	522,331	66,349	588,680	△18,671	△268,557	301,450

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、再生住宅事業及び既存顧客による少額工事等を含んでおります。

２．セグメント利益又は損失（△）の調整額は、各セグメントに帰属しない全社費用であります。
全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る一般管理費であります。

３．セグメント利益又は損失（△）の額は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

４．分譲住宅事業の売上高は、支配が一時点で顧客に移転する財から生じる収益、注文住宅事業の売上高は、支配が一定の期間にわたり顧客に移転する財から生じる収益により、それぞれ構成されております。

Ⅱ　当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）１	調整額（注）２	中間損益計算書計上額（注）３
	分譲住宅事業（注）４	注文住宅事業（注）４	計			
売上高						
外部顧客への売上高	6,439,293	1,300,376	7,739,670	11,633	―	7,751,303
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―	―
計	6,439,293	1,300,376	7,739,670	11,633	―	7,751,303
セグメント利益又は損失（△）	493,090	23,299	516,389	△13,179	△315,726	187,484

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、再生住宅事業及び既存顧客による少額工事等を含んでおります。

２．セグメント利益又は損失（△）の調整額は、各セグメントに帰属しない全社費用であります。
全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る一般管理費であります。

３．セグメント利益又は損失（△）の額は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

４．分譲住宅事業の売上高は、支配が一時点で顧客に移転する財から生じる収益、注文住宅事業の売上高は、支配が一定の期間にわたり顧客に移転する財から生じる収益により、それぞれ構成されております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）	当中間会計期間 （自2026年４月１日 至2026年９月30日）
１株当たり中間純利益	40円04銭	21円48銭
（算定上の基礎）		
中間純利益（千円）	160,114	85,920
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る中間純利益（千円）	160,114	85,920
普通株式の期中平均株式数（株）	3,999,228	3,999,228

（注）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

2026年11月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

（イ）配当金の総額……49,990千円

（ロ）１株当たりの金額……12円50銭

（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日……2026年12月11日

（注）2026年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月12日

フォーライフ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木　登樹男

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久保　優哉

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフォーライフ株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォーライフ株式会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。